

A W 検 定

(建築鉄骨溶接技量検定)

ロボット溶接施工要領書審査規則

制定:2001年4月1日

改定:2024年4月1日

一般社団法人AW検定協会

AW検定(建築鉄骨溶接技量検定)

ロボット溶接施工要領書審査規則

(適用範囲)

第1条 本規則は、一般社団法人AW検定協会(以下、協会という)が定めたロボット溶接オペレータ技量検定のうち、「ロボット溶接施工要領書」(以下、「施工要領書」という)の審査に適用する。

(対象)

第2条 審査の対象は、受験事業所が保有する溶接ロボットを用いた溶接施工の内容を規定した「施工要領書」とする。

2. 「施工要領書」は、次に示す項目ごとに別冊で定めたものとする。
 - (1)受験事業所別
 - (2)ロボットメーカー別

(書類審査期間と試験時期)

第3条 受験事業所は、運用規定第2条に基づき受験を申請した後、施工要領書を提出締切日までに協会へ提出し、審査を受ける。

2. 協会は、受領した「施工要領書」の内容・構成を審査し、合格の場合には「審査完了証明書」とともに、審査完了順で受験事業所に返却する。
3. 「施工要領書」の審査期間には、協会(または、協会が指定する代理者)が受験事業所に対して求める加筆・修正と、その確認のための期間を含める。ただし、「施工要領書」の不備や審査の指摘に対する応答に起因して、所定の期間で審査が終了しないときの責任は受験事業所が負う。
4. 試験は、原則として「施工要領書」の「審査完了証明書」発行後 2 週間以上経過してから行うものとする。

(施工要領書の内容・構成)

第4条 「施工要領書」には、ロボット溶接施工要領書審査規則細則に定める項目について、基準や手順等の内容が具体的に記述されていなければならない。

2. 協会は、「施工要領書」の審査に際して、その内容・構成に著しい不備があると認めるときには審査を行わない。
3. 審査の指摘に対し受験事業所が正当な理由なくして内容の加筆・修正に応じないときには、協会は審査を中止することができる。

(施工要領書の審査、合格確認)

第5条 受験事業所は、審査用として「施工要領書」をPDFにて協会に提出する。

2. 協会において「施工要領書」の審査を行い、必要により加筆、修正を含む審査結果を受験事業所に通知する。
3. 受験事業所は、審査指摘事項を反映した「施工要領書」最終版 4 部を「施工要領書(本文)」と「施工要領書(添付資料)」を別々に製本して協会に提出する。
4. 協会は、審査結果の再確認を行い、合格判定となった「施工要領書」に有効期限を表記し、協会印を押印して受験事業所に 3 部返却し、1 部は協会が保管する。
5. 協会が審査した「施工要領書」は、その内容に従い検定を受験したことを証明するもので、「施工要領書」の内容に従い施工した溶接部の品質や性能を保証するものではない。

(施工要領書の有効期間の「延長」または「更新」)

第6条 受験事業所は、審査規則細則第2条に定める「延長」または「更新」を申請する場合には、原則として有効期間終了日の 2 ヶ月前までに、所定の書類に必要事項を記入し、「延長」の場合は受験事業所保管の有効期間内「施工要領書(本文)」3 部と、新規作成の「施工要領書(添付資料)」4 部を、「更新」の場合は新規作成の「施工要領書(本文)」4 部と、新規作成の「施工要領書(添付資料)」4 部をともに協会へ送付し、審査を受ける。

2. 協会は、受領した「施工要領書」を原則として受領後 1 ヶ月以内に審査し、「延長」または「更新」を承認した「施工要領書」に、新たな有効期限を記入して受験事業所に返送する。